

第2回岐阜県登山届出促進検討会議

発 言 要 旨

○日 時：平成26年11月26日（水）13：30～15：35

○会 場：飛騨・世界生活文化センター（高山市内） 食遊館2F 会議室2

○発言概要

（事務局）

只今から「第2回岐阜県登山届出促進検討会議」を開催する。

会議終了後、簡単な議事要旨を作成するため、後日、出席者全員への確認の協力をお願いしたい。

はじめに危機管理部長からご挨拶申し上げます。

（危機管理部長）

本日はお忙しい中お集まりいただき感謝申し上げます。先般、長野県で大きな地震があった。幸い亡くなられた方はなかったが、多くの家屋が倒壊し、多くの方が負傷された。お見舞い申し上げます。長野県危機管理担当部長と電話でお話をし、今回の地震や御嶽山の噴火など、いつ起きるか分からない危険に備え、出来る限り対策を講じ、被害を最小限にしていかなければならないと決意を新たにしました。

第1回検討会議においては火山を踏まえた改正条例についてご議論いただき、改正条例案について現在パブリックコメントを行っているところ。義務化への賛成意見や反対意見、義務化には賛成だが過料はどうかという意見、また、さらに長野県と調整してほしいという意見等、様々なご意見を頂戴しているところ。

この場を借りて、改正条例の本意について再度説明申し上げます。改正条例については登山届を義務化し過料を科すこと自体が目的ではなく、登山届を出してもらうことで事故が減ることを目的としている。北アルプスの条例のポイントは、危険なエリアを明示することにより事前準備の徹底による事故防止を図ること、また、過料の区分を設けることでより危険なエリアを明示することの2つ。今回、火山を追加する改正条例についても危険なエリアを明示することで、火山という目の前にある危険に対し、速やかな対策を行いたいという趣旨。

また、危険があると判明した以上、できるところから速やかに対応を進めていきたいという考えである。長野県とも調整を積み重ねた。先週金曜日、長野県においては御嶽山の噴火を踏まえた対応方針が示され、登山安全条例を出来る限り早期に制定したいということであり、その中では山岳遭難に火山防災という視点を加え、登山者の守るべき安全登山のためのルールや県の責務・施策、市町村の役割を明確にし、また、登山計画書の義務化について検討を進めたいとのことであった。その中で、岐阜県としては長野県と十分な調整を進め、しっかりと対応できるよう努力していきたい。

登山届の提出は登山者の安全対策の一つであって、登山届を提出するという義務を課すだけではなく、火山防災対策に総合的に取り組んでいく。そうした中で登山者の皆さまの安全に登山を楽しんでいただける権利を守っていくことに繋げていきたい。この登山届出促進検討会議と並行して火山防災対策検討会議を立ち上げ、議論を重ねているところ。1月に中間とりまとめをし、出来るものから新年度予算に反映させていきたい。

また、本日は改正条例案と併せて、今後取り組んでいく対策についても皆さまからお知恵を拝借したい。登山届の提出者は昨年に比べて8千人ほど増えており、条例制定後7～10月までのデータで比較すると1万人ほど増えている。条例を制定した7月以降、皆さま方のご支援もいただきながら周知に取り組んできたところであり、登山届提出の機運が高まっているのではと考えている。引き続き、周知活動、届出を促進するための改善策を検討していく。本日は、ご議論いただくにあたり、忌憚のないご意見をお願いしたい。

(事務局)

本日の出席委員については、お手元の名簿に代えさせていただく。当会議は公開で開催させていただく。座長は前回と同様、木下委員にお願いしたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

本日の座長を務めさせていただくので、ご協力の程、よろしく願います。忌憚のないご意見を頂戴したい。

第1回検討会議では様々な意見を頂戴した。長野県と調整、周知に努めてほしいという意見、乗鞍岳、白山についてもハザードマップが作成された際には、早急に条例化してほしいという意見があったが、それ以外は概ね県から示された案でご了承をいただけた。

これについて、今回、条例案がまとめられているので、事務局からの説明をお願いする。

(事務局)

<配付資料に基づき説明>

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

事務局からの説明のように、火山には突発的な危険がある。火山は北アルプスとは異なり、登山者に危険な場所であると認識いただき、登山届は万が一の際の身元確認に必要であるという共通認識のもとに第1回検討会議ではご検討いただいた。

説明のあった改正条例案についてご意見はないか。

(二村委員・下呂市観光商工部長)

長野県も登山計画書提出の義務化を検討しているとのことだが、過料の適用について、過料適用に係る2年間の猶予期間の間に、長野県は岐阜県に同調するつもりなのか、その

方向性についてお教えいただきたい。

(事務局)

その方向性について簡潔に申し上げれば、過料適用については今後議論していくということ。長野県知事の記者会見発言録によれば「罰則規定を設けることが、唯一絶対の論点なのか」というと、あまり私はそうは思っていないですね。思っていないというのは、その罰則規定を付けるかどうかというのは今後よく考えなければいけないと思いますけれども、ただ罰則規定を付ければそれだけで事足りるという話ではおそくないだろう」とおっしゃっている。また、新聞報道によると「今後議論していく」あるいは「県内や隣接する自治体との調整を進める」と言っておられるようである。長野県とは今後も引き続き意見交換をしていきたいと考えている。

(二村委員・下呂市観光商工部長)

今話を聞くと、過料適用の調整は難しいように感じる。岐阜県としては長野県にそえた方がいいのではないか。

(事務局)

今後も、長野県に対しお願いするところはお願いし、長野県から提案されたことで取り入れるところは取り入れ、引き続き意見交換を進めていきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

今後も長野県とは連絡を密にしていくということ。

(土川委員・下呂市小坂振興事務所長)

条例案では第2条において、対象エリアの範囲が示されている。御嶽山については現在噴火警戒レベル3であり登山口で立入規制をしているところだが、噴火警戒レベルが下がり規制が解除された後、4km以内の条例対象範囲に入る場合の登山ほどに至らないハイキングや滝めぐりをする観光客についても登山届の提出が必要なのか。

また、条例案で「火口域」とは、現に噴火が発生し、若しくは噴火が想定されている活火山の火口又は火口が出現し得る領域として知事が定める区域をいう」とされているが、御嶽山については79-7火口、三ノ池火口を想定したハザードマップが出来ているものと思う。仮に三ノ池火口を中心に4kmとすると濁河温泉も範囲に入ってしまうが、具体的にどのような範囲を想定しているのか。

さらに、事務局の説明で県境の山小屋経営者へ説明しているとあったが、五の池小屋経営者の意見も聞いてほしい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

質問は3点。噴火警戒レベルがあった場合、濁河から少し上がったところにある滝などへハイキングする場合などは登山届はどうするのか。御嶽山の場合は過去にさまざまな噴火口があり、三ノ池や二ノ池の場合はどうするのか。また、下呂市で管理をしている五ノ池にも説明してほしいという意見であった。

(事務局)

今後、五ノ池小屋の方や地元の方々に対し、改正条例制定後、その運用面についてお話をお伺いさせていただきたいと考えている。

対象範囲については、噴火警戒レベルに示された79-7火口を中心とした範囲に相当する範囲を定めたいと考えている。ハザードマップを基にした噴火警戒レベルが変更されれば、対象範囲の変更について検討しなければならないと考えている。

ご質問のようなハイキングなどについては、難しい質問であるが、登山者の中に含まれるのではないかと考えている。対象範囲に入られるのであれば登山届を提出していただく方が良いのではないかと考えている。

(竹腰委員・北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会長)

ハイキングだから登山届を出さなくてもいいのではない。行政には登山届を出すように指導していただきたい。救助の際、登山届を出してあるか否かによって、初動捜査の動きが全然違う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

登山道に足を踏み入れたら、いわゆる登山者と同様に考え、登山届を出していただくのがよろしいのではないかと考える。

(土川委員・下呂市小坂振興事務所長)

対象範囲に入れば登山届を提出しなければならないということであれば、県には届出を促すような看板を設置してほしい。

(事務局)

(参考資料3に基づき説明) 北アルプス地区には届出促進のための看板を設置している。前回の検討会議で竹腰委員からご指摘のあったように、対象範囲が明らかになるよう、今回追加する御嶽山についても同様に看板を設置したいと考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

小坂振興事務所長さんのいうことも分かるものの、登山道に入ると、対象エリアに少し

入るつもりがハイキング気分でどンドン中に入っていく方もいる。やはり、一律に登山道に入ったら届出するように指導された方がいいのではないかと思う。

(松田委員・高山市上宝支所長)

焼岳の対象範囲である火口から2 km以内の地域には民有地があり、ここでは直轄砂防事業が行われている。この事業については第2条第2項第4号に規定する公益性の高い事業に該当すると思われる。しかし、一方で民有地である自らの土地に行くのにも登山届が必要なのか疑問。第4号には「公益性が高いと認められる事業又は業務で規則で定めるものに従事する者」とあるが、「規則で定める者」が何か教えていただきたい。

(事務局)

規則の中には条例改正に伴い改正するものがあるが、基本は変わらない。「中部山岳国立公園の管理業務」や「森林管理署の業務」、「公共工事の施行又は管理の業務」などを規定している。

(松田委員・高山市上宝支所長)

今お話しいただいたものは公共性の高い事業ばかりだったが、自分の山を管理しに行くことも第4号に該当するものであると特に規則で定めなくてもいいのか。

(事務局)

民有地があるということか。地権者は何人くらいいるのか。

(松田委員・高山市上宝支所長)

具体的に把握していないが、中尾の登山口の先にいくつか民有地があると思われる。また、一重ヶ根の先にも法人の土地がある。

(事務局)

規則の改正は条例改正の後であるが、その規則の改正の際にご発言の具体的な内容を確認し、規定の整理をさせていただきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

私有地への立入については、別途検討されるということ。

(橋本委員・岐阜県消防協会長)

低山に登るときから登山届を出す意識づけを行うことにより、高山に登る際も登山届を当然に提出するようなことになるのではないか。低山に登る際の届出を高山に登る前のス

テップにしていったらどうかと考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

初心者でいきなり北アルプスなどの難しい山に登るのではなく、低い山からステップアップしていくことが重要。また、低山についても、登山届ポストの設置など今後進めていかれるのではないか。

(大野委員・朝日大学法学部教授)

私なりの考えをお話しさせていただく。山は自由が原則であり、罰則が前提ではない。ただし、時代が変わっている。近年は、経験者だけでなく、知識・技能の未熟な方も登山をするし、山の環境も変化してきている。そこで、何より重要なことは県民の生命・身体の安全の確保。届出を条例で義務化すれば終わりではない。普段から登山に関する指導、教育の徹底が必要。登山者が届出することが当然という考え方が普及すれば、条例の在り方については、再度、検討すればよい。登山届の提出が完全に広まるまで継続的に努力することが必要。罰則については、現状を踏まえれば早急に一定の効果を発揮するためにはやむを得ないと考えている。北アルプス及び活火山については、義務化が必要なもの、罰則が必要なものを分けて考えることが必要であり、また、その他の山については行政の働きかけ等、別の対応を講じるべきであろう。

4つの活火山一括、長野県と同調することが望ましいと考えるが、早急に対応するためにも出来る山から義務化することが重要。4つの活火山を一括して条例化を検討する間に2つの活火山において事故が起きる可能性は否定できない以上、2山先行はやむを得ない。

また、条例によって規制するには一定のエビデンスが必要であり、乗鞍岳、白山にハザードマップがない現段階において、4つの活火山を一括して条例化することはやや疑問がある。長野県との連携も必要であるが、長野県も事情があり、やはり待っている間に事故が起きてはいけない。まずは岐阜県が全国に先駆け、安全な登山ができる県であるという意味で、第一歩を踏み出すことが大事。

なお、今後、様式などは逐次更新していくことが必要だろう。義務化することは、登山者に負担をかけることにもなるため、可能な限り、届出しやすい環境を整えていくことが大事である。

これらの現状を踏まえると、安全を確保するため、また自由を尊重するという観点から刑罰ではなく過料で臨むことに意味があると考えている。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

私も登山者の立場で言うと、登山は自由なものであると思う。過去に富山県や群馬県で条例を制定した時は、反対意見も多くあったが、こういった発言をするのは知識・技術を備えた自立した登山者であった。

現在は時代が変わり、自立できていない登山者が多いのが事実である。こいうった登山届の条例化は我々の中では当然のことであり、正しい方向に進んでいると思う。

火山については、防災対策の一環であり、時間をかける余裕がないことから、罰則については危険な箇所を登山することを認識するためにも必要だと思っている。

なお、登山届を出す以前に、火山性微動等変化の兆候があれば、空振りを恐れずに規制を先行して行ってほしい。この点については、改正条例の第3条の県の責務の中に盛り込んでおり宜しいのではないだろうか。結果論にはなるが、規制をかけていれば御嶽山の噴火についても、惨事は防げたように思える。観測体制がある中で、登山者への情報提供について、今後この検討会議とは別の場で議論が必要となってくるのではないだろうか。

(村上委員・飛騨山小屋友好会長)

登山者が山を楽しんでいただくことが大前提にあり、また安全に登山を行っていただくためにも、細かいことでも何回でも長野県との調整をしっかりと行ってほしい。県境での話なので、登山者が困惑しないようにより一層話し合いを行ってほしい。

また、大勢の方が参加している大事な会議なので、送付できるものがあるのであれば資料の事前送付を事務局にお願いしたい。

(事務局)

承知した。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

長野県との調整については今後も連絡を密にして、登山者が戸惑わないように情報を提供してもらうことをお願いしたい。

また事前の資料配布についても、今後会議がある場合は検討していただきたい。

改正条例(案)について、他に意見がなければ議題(2)の今後の対策等について事務局から説明をお願いしたい。

(事務局)

<配付資料に基づき説明>

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

条例制定前にも様々な対策が講じられており、さらに7月以降にも啓発活動や広報が行われている。ロープウェイでのアナウンス等思いつく限りの対策が講じられているようだが、地元の方々は何かご意見はないか。

(松林委員・高山市朝日支所長)

これまでリーフレットを 25,000 枚作成されたり、今後も作成を予定しているということであるが、朝日支所管内での配布も検討していただきたい。

また、朝日支所管内に 1 本登山道があり、これは途中で小坂口からの登山道と合流するのだが、この管理・所管はどこになるのか。レベル 3 での規制は高山市長が発令することになるが、通常時の管理は林野庁なのか、それとも県なのか。御嶽山の噴火時に規制をかけた際には、林野庁、県警、県、高山市が現場に来ていたが、たまたま登山口が朝日町にあるだけ。

登山道と言っても、管理をしていかなければただの山になってしまう。今後の対策に絡めて、朝日支所管内の登山道についても、県が所管として管理していくと認識して良いのか。

なお、第 1 回の検討会議についても今回も林野庁の関係者が参加していないため、そちらとはどのように調整しているのか。このあたりの情報も共有していただきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

登山道の話については、所轄が入り組んでおり難しい問題である。

(事務局)

登山道については、県で管理する部局は環境部局になるが、場所によって様々な問題があると伺っている。北アルプスの状況についても聞いているが、登山道に関してお困りの場合は、我々危機管理部を通じて担当部局へ繋ぐことは可能である。

またリーフレットの件についても条例改正に伴うエリアの追加等あるため、ご相談させていただきたい。

なお、資料 4 にある取り組みについては、条例を推進するにあたり、登山届の提出を促進する観点での取り組みを記載してあるため、登山道については含まれていないのが現状である。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

県の担当部局へ話を繋いでいただくことでよろしいか。この場では登山道の議論までは難しいが、登山道について竹腰委員から一般論的な話はないか。

(竹腰委員・北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会長)

焼岳から北ノ俣までの北アルプス飛騨側の登山道維持に携わっているが、登山道については高山市が管理するもの、岐阜県が管理するもの、それ以外のものがあるが、我々は高山市、地元会社、環境省等の補助金で維持しているところである。普段の維持は草刈がメインである。県が管理するのがロープウェイの千石平園地から少しの登山道であ

るが、県から市へ補助金が来ており、それを使って地元で管理するのが現状である。

北アルプスの場合は、登山客が多いこともあり高山市で補助金を出していただいているところ。また環境省の管理区域であるため環境省からの補助金も一部あるが、林野庁へも働きかけをしているもののこちらからは一切出ない状況である。

遭難防止対策については、国も含んだ関係機関全てで議論できると良いが、実際は県単位になっているのが現状である。

なお、県と山岳ガイド協会の協定に関して、コンパスを活用して、有事の際の情報の受理体制はどのような仕組みになるのか。

(事務局)

コンパスを使って機械的に受理する仕組みとなるが、必要な都度、状況の確認を行ったり、また集計等に活用したりするようになる。

また県から委託する先の遭対協や県警に関しても法規的な整備を行い、有事の際にもこれまで通りタイムロスなく情報が得られるよう整備したところである。

(竹腰委員・北アルプス飛騨側登山道等維持連絡協議会長)

早急な情報のやりとりができないと遭難時に困るため、すぐに対応可能な仕組み作りをお願いしたい。

(大野委員・朝日大学法学部教授)

3点今後の対策についてお願いがある。

まず第1点について、村上委員からも話があったとおり、隣県とのすり合わせについては、今後も積極的に行っていただきたい。

また第2点については、条例が施行されることになると、それに合わせて月間または週間、あるいは特定日を定めたいうえで、県内外で積極的な指導や教育を定期的に行っていただくと良い。

第3点目については、リーフレット等の配布も有効であると思うが、突然山へ行く者はそれを手にできない可能性もあるため、今後登山者が好むようなホームページを作成していくことが重要である。例えば北アルプスの危険性を示すのも1つであるが、同時に紅葉の情報等、登山者が求める情報をリサーチした上でホームページを作成することにより、積極的にホームページを見ていただき、届出の普及に繋がっていくと考えられる。

同時にホームページ上で岐阜県において届出がどれだけ普及しているかを数値的に示すことにより、それを見た方が届出をしなければと感じるのではないかと。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

今のご意見について、また事務局で検討願いたい。

実際に登山口等で携わることになる袖垣委員は何かご意見はないか。

(袖垣委員・岐阜県北アルプス山岳遭難対策協議会副会長)

これまで事務局員が休みの土日等は指導センターも無人となっていたが、資料の4にもあるように、条例の制定に伴い7月以降は指導センターにおいて土日祭日含めて全て係員がいるようにしている。そして全ての登山客に登山の案内や登山届の提出等の指導を行っている。救助隊員や県警OBの方をお願いして徹底した指導業務を行ってきたことで、登山届の提出等かなり浸透してきているように思える。

その結果、北アルプスを訪れる登山者数はそれほど変わらないにもかかわらず、参考資料1を見る限り登山届の提出件数は昨年度から増加している。

また12月1日については、条例施行日であるため、私も含めて遭対協、県、県警と一緒に指導センター前でPRをしたいと思っている。その後は12月28日あたりから始まる正月登山に向けてPRを行い、過去とは違い遭難を食い止められる良い契機になればと思う。

なお、今後の対策については問題ない。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

以前開催された山岳遭難防止対策研究会の中で山小屋情報等についてアプリを利用して提供していくという項目もあったかと思うが、そちらは進んでいるのか。

(事務局)

危機管理政策課からの引き継ぎ等含めて一度確認させていただきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

県が実施する対策の中で登山者への情報提供という項目があったと記憶している。最近若い方はスマートフォンを多く利用しており、これを活用して山小屋で把握しているような情報等を提供する仕組みを作っていくという内容であったはずなので、また確認していただきたい。

PRは、山岳連盟でもパンフレット等の配布を行っていく予定であり、また先日高山市内で登山講座を開いた際にもPRを行ったところである。

他に意見はないか。

(田口委員・御嶽山山岳遭難防止対策協議会事務局)

1つ目をお願いであり、資料3のパブコメ意見8にもあるが、五ノ池小屋について、

今年は非常に多くのお客が入っていたものの、御嶽山の噴火が起きてしまった。そんな中で改正条例の過料の話ばかりが一人歩きしてしまうと、岐阜県側の観光客の減少が懸念されることになるため、PRの方法については検討していただきたい。また、現在のレベル3の入山規制がレベル2にならないと御嶽山に登山者は入れないが、その間もお客が減らずに実際に規制が解除された際にお客が戻っていただけるような情報発信をお願いしたい。

もう1点は、資料4にも登山指導員の配置等あるが改正条例が施行された後には登山届の回収や、登山届届出済証の交付についてはどのような方法を考えているか。

(事務局)

回収の方法については、北アルプス地区については、地元遭対協に事務委託を行っており、その中で回収を含めてお願いをしている。

そして御嶽山については、今後いろいろとお話をさせていただき、どのような方法で進めていくことが良いのかを協議していきたいと考えている。

また過料の話が一人歩きすることの懸念については、PR方法等今後検討していきたいと思っているが、県の観光部局等とも意思疎通を図りながらPRを実施していきたいと思う。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

1キロ以内の過料については、PR方法の検討が必要かと思う。この場所がいかに危険な場所であるかを登山者にうまく知らせることが重要である。

他にご意見はないか。

(滋野委員・(一社)奥飛騨温泉郷観光協会副理事長)

山岳雑誌の掲載について、「山と溪谷」や「岳人」以外にも若者向けの「PEAKS (ピークス)」という雑誌があり、発行部数も多く、売れていることから、こちらへの掲載も検討すると良いだろう。

(事務局)

ありがたい情報であり、検討する。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

路線バスの車内放送については、継続するということが良いのか。非常に好評であるようだが。

(事務局)

今後も継続して行っていく。

(松田委員・高山市上宝支所長)

上宝支所においても従前より安全に登山をしていただくための努力をしてきたところであり、登山道の整備や美化活動についても地元の方々の多大な支援をいただいていたところである。

このような場を契機としてさらなる安全登山のため、皆様方からの中長期的なご支援をよろしくお願いしたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

時間も迫ってきたが、その他ご意見はないか。

ないようなので、最後の議題(3)のその他に入るが、何でも結構であるのでご発言はないか。

(丸山委員・郡上市総務課長)

登山届の促進については了解した。我々も市民への周知等には努めてまいりたい。

なお、我々に関係してくるのは白山の対策についてだが、先日の白山の火山対策の会議があり出席した際にも登山道の管理の話題が出た。本市の場合、県の自然環境保全課から補助金をいただき、地元の経費とあわせて地元自治会に維持管理を委託しているところである。

登山者に早く正確な情報提供を行う点に関して、どの山もそうかもしれないが白山については、登山口から山頂まで距離が相当あり、山頂では通信環境が整っていても、登山道の途中では通信環境の整備がされていないため、事前対策の看板設置等は我々にできても、迅速なインフラ整備となると1自治体レベルでは困難なため、国への要望等も含めてお願いしたい。

警察署でも確認してきたが、白山の石徹白口においてピーク時は登山届の提出が非常に多くあるようなので、噴火警戒レベルの運用が急務であるとは言っても、まずできるところの対策については、御嶽山、焼岳と歩調をあわせて進めていただきたい。

(事務局)

前半にあった通信設備の関係については、我々危機管理部門の中に火山対策のチームが存在するため、本日の会議内容等を共有したうえで検討していきたい。

(木下座長・岐阜県山岳連盟会長)

乗鞍岳、白山が網羅できれば、これで3,000m級の山について登山届の提出義務化の

体制が整うと思うので、2つの山についても引き続き検討していただきたい。

他にご意見はないか。

これで3つの議題について、ご意見を頂戴した。登山者の安全のためにいろいろとご配慮を賜りありがたい限りであるが、この条例は他県に先駆けて施行していくこともあり、時代を先取りした方法ではないかと思っている。

また今後事務局から何かあれば、このメンバーにご相談いただければと思う。そしてこの改正条例をうまく議会に上程していただければと思う。

ここで事務局にお返ししたいと思う。

(事務局)

本日は皆様方から様々な角度から貴重な意見を頂戴しありがたく思う。

なお、改正条例案については、12月議会への上程に向けて事務手続きを進めていきたいと考えている。

また、乗鞍岳、白山、またアカンダナ山についてもハザードマップが策定され、噴火警戒レベルの運用が始まった後にはこれらの山についても登山届の提出義務化について、早急に検討したいと考えている。

皆様へは、必要に応じて条例の施行状況等を報告させていただき、アドバイス等を頂戴したいと考えている。

以上をもって本日は終了させていただく。ありがとうございました。